

# 中泊町農業委員会会議録

令和元年9月13日

中泊町農業委員会

令和元年度 中泊町農業委員会 9月定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月13日(金) 午後1時30分～

2. 開催場所 中泊町役場 2階 委員会室2

3. 出席委員 ( 人)

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	1 4 番	松田 耕司		
委 員	1 番	澤田 健吾	2 番	大川 勝仁
			4 番	葛西 誠
			6 番	藤田 次男
	7 番	小野 美恵子	8 番	瓜田 益子
	9 番	坂本 朝彦	1 0 番	成田 誠
	1 1 番	外崎 満幸	1 2 番	神 良一
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員 ( 人)

委 員	3 番	工藤 輝雄	5 番	青山 邦栄
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【議案】

議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第19号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚 次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

## 7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は15名中 名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議 長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
	会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	【異議なしの声あり】
	ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
	日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。
	【異議なしの声あり】
	異議ないようですので、私から指名いたします。
	議事録署名委員には、11番外崎満幸委員と12番神良一委員を、そして本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と打越係長を指名いたします。
	◎議案第18号
議 長	議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事 務 局	3ページをお開き下さい。議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。令和元年9月13日提出 中泊町農業委員会会長。
議 長	議案第18号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
大川委員	2番、大川です。それでは報告いたします。去る9月2日、私と坂本朝彦委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
	本議案の農地法第3条申請は、使用貸借の更新が1件、所有権移転が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。
	以上ご報告いたします。
	それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。
事 務 局	4ページをお開き下さい。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号27番から28番の2件ございました。内訳は、使用貸借の更新が1件、所有権移転が1件となっております。

受付番号27番は、夫婦間の使用貸借の更新です。期間は30年間でその他変更事項はございません。

受付番号28番は、尾別字浅井地内の1筆の田133平方メートルの売買です。譲渡人はこれまで保全管理をしていましたが譲受人は米の栽培(苗代として使用)をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われます。

受付番号27番から28番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第18号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

6ページをお開き下さい。議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和元年9月13日提出 中泊町農業委員会会長。

7ページをご覧ください。令和元年9月3日付け中農政第129号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局

9ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が1件となっています。

受付番号23番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、中里字宝森の農地1筆、地目は田、面積は2,543㎡です。売買価格は30万円です。対価の支払期限は令和元年9月19日を予定しております。

所有権移転につきましては 以上です。

事務局

13ページから14をページご覧ください。今月の利用権設定は新規の設定が3件で面積は16,633平方メートルです。

受付番号55番は新規の設定で、設定する農地は高根地内ほか3筆の「畑」と「田」5,077平方メートルです。期間は2年間で、土地改良費はありません。賃借料は畑は10アール当たり1,000円、田が10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号56番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の5筆の「田」7,356平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号57番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」4,200平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局

報告・協議事項について

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長

それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会9月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月13日

農業委員会  
会長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_